

2 0 2 6 年度

児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）

予算要望書

2 0 2 5 年 月 日

全国自立援助ホーム協議会

2025 年 月 日

こども家庭庁 御中

全国自立援助ホーム協議会
会長

児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）
予算要望について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、こども・若者全員が居場所を見つけることのできる社会の実現を目指し、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりの推進が検討されているかと思えます。私たち児童自立生活援助事業所Ⅰ型は、こどもの居場所づくりの支援体制強化の一助を担えるように取り組んでいきたいと考えています。

こども・若者が社会の中で自立して生活していくうえで、ライフステージに応じて切れ目なく支援されることは重要です。児童福祉法の改正で制度上の年齢制限は弾力化されましたが、地域によっては改正前の運用が継続されているところがあるとも仄聞します。関係各所によっては18歳または20歳以上の自立支援対象者の事例に触れる機会が少なく知見が広がらないことも要因であると考えます。児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）の実践事例を共有できる機会が増えることを願っています。

パーマネンシーを保障することも大切です。とはいえ、社会的養護から退居後に在籍時と同様の支援を継続することは困難です。そのことがこども・若者を悩ませる一因となると危惧しています。社会に出たこども・若者は異なる境遇で育ったいわゆる一般の社会人と触れ合うことで境遇の違いや孤独を感じ、同じ境遇で育った仲間を頼り生活する傾向があります。この頼る場所がかつて支援を受けた施設や職員となることで、パーマネンシーを保障し自立支援にもつながると考えています。社会的養護経験者が今以上に出身の施設等に出入りしやすくなくような環境整備をお願いします。

このたびの児童福祉法改正により、自立支援への取組みは大きく前進したと感じています。しかし、地域に目を転じてみると、生活に困窮し精神的にもつらい思いをしているこども・若者が必要な支援につながっていない現実には直面することがあります。

私たち自立援助ホームは、地域に暮らすこども・若者の自立を支える社会資源のひとつとしてお役に立てるよう支援体制を整えるために、別添の要望を提出させていただきます。

何卒、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【重点項目】 以下の重点項目をご提出いたします。

I. パーマネンシー保障のため、人材確保・定着・育成に対する

ご支援のお願い

II. 期末一時扶助費の支弁

III. 処遇改善加算Ⅱの対象拡充

I（１）支援の質の向上を図るために、職員加配や児童養護施設等体制強化事業の運用実績を調査してください。地域の実情を把握するために未実施・未配置の場合の理由と今後の実施計画についても調査をお願いします。

I（２）管理職研修の実施費用を検討してください。全国自立援助ホーム協議会が実施するホーム長研修（処遇改善加算Ⅴに該当）等を実施する際の会場費等経費も増大しているため費用助成の検討をお願いします。

I（３）人材確保の為に必要な経費等の一部補助を検討してください。
定着には職員のメンタルケアに係る環境整備を検討してください。
育成には研修が有効です。研修受講に関する補助を検討してください。
例 メンタルケアに関する研修受講に関する費用を一部補助。
求人掲載・人材紹介費用年額の10%程度補助（上限ICT補助金程度）。

II 期末一時扶助費の支弁対象に児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）を加えてください。

これまでに、自立援助ホームに入居し高等学校に通う場合、別に定める基準によって一般生活費および冷暖房費が増額され、見学旅行費も支弁されることとなりました。

しかしながら、期末一時扶助費の支弁対象となっていないため、歳末の被服費等については児童養護施設等との間に差異が残ります。

新年を装いも新たに迎える社会体験を積むために、期末一時扶助費の支弁対象に自立援助ホームを加えていただくよう希望します。

III 個別対応職員を配置するにあたり、その業務の困難さに応え人材確保と育成を図るために処遇改善加算Ⅱを対象として加えてください。

① 入居者に関する事項

1（１）【地域格差のない支援体制の構築】

児童養護施設等体制強化事業の実施状況には地域差があります。入居者が生活する地域により支援体制が異なることで支援の質が低下しないかと懸念しています。

（要望）

地域格差の縮小を進めるために、事業の現況および今後の実施計画の調査をご検討ください。

1（２）【在宅指導措置の受託先として児童自立生活援助事業を積極活用】

児童虐待対応においては、一職種で判断せず、関係機関との連携による支援が望ましいとされています。私たち自立援助ホームも地域支援のひとつとして、在宅指導措置の委託を受け、支援が必要な子どもや保護者等に通所や訪問等の方法で継続的に支援を行うことが出来ます。

（要望）

児童自立生活援助事業所Ⅰ型が在宅指導措置（指導促進事業）の委託先となりうることを周知してください。

② 自立援助ホームの制度、要綱に関する事項

2（１）【自立支援担当職員の配置基準要件の緩和】

自立援助ホームは児童養護施設に比して小規模で、開設５年未満のホームが４５％（２０２５年２月当協議会調べ）を占めます。そのため、自立支援担当職員加算の要件を満たす職員の確保が難しい現状があります。

しかし、ホーム入居者の支援だけでなく社会で生きる退居者への支援は「社会内支援」としての自立援助ホームの大切な機能です。これを確実に実施するためにも、自立支援担当職員の配置は加速されるべきと考えます。

（要望）

資格要件について開設後５年以内のホームに限り、「児童養護施設等において児童の養育に５年以上従事した者」を「３年以上」と改める要件の緩和を希望します。

2（２）【受託支度費運用の弾力化】

新たに児童を受託した際に初期費用として必要となる物品の購入費用等として支出するのが受託支度費です。自治体によっては、支弁対象期間を委託日から１ヵ月と定めています。

しかし、この運用では、児童自立生活援助事業を前提として一時保護委託を受けた場合、自立援助ホームに入居したときには対象期間を超過しており支弁を拒まれる可能性があります。

ます。そうした事例も散見されます。

(要望)

受託支度費の対象期間については、措置された児童の必要性を踏まえ弾力的に運用できるよう周知してください。

③ 昨年度までに要望させていただいた事項

3 (1) 【事務職員の加配】

近年、自立援助ホームに求められる事務量は児童養護施設と遜色ないものになりつつあります。しかし、運営主体が小規模な自立援助ホームには児童養護施設のように事務職員の配置が無く、入居者への支援と兼務で行っているのが実情です。入居者や退居者への支援につとめながら、ホーム長や指導員が事務職を兼ねて業務を遂行するには限界があります。

本来業務である自立支援の充実を促進できることが入居者の安心につながると考えます。

(要望)

事務職員の加配を認めていただきたい。(年間 81 万円程度)

例) 時給 1,300 円×1 日 4 時間×週 3 日×52 週=811,200

3 (2) 【ファミリーソーシャルワーカーの配置】

自立援助ホームにおける修学支援の普及も相まって、入居者の家族との関係調整や保護者への相談援助を求められる事象も増えています。

(要望)

児童相談所や児童養護施設等の家庭支援専門相談員と協働し相談援助を行えるファミリーソーシャルワーカーの配置を希望します。

また、こども家庭ソーシャルワーカーの見学実習受入施設等に自立援助ホームも加えていただけるよう検討をお願いいたします。

3 (3) 【遠隔地での修学支援について児童自立生活援助事業活用を再周知】

(要望)

こ支家第 186 号(令和 6 年 3 月 30 日)の「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」にも明記をいただき改善されているのですが、まだ周知が行き届いてない地域もあるようです。対象者が円滑に利用できるように周知方法をご検討ください。

また、この場合に賃借費加算が対象となることを明示してください。

3 (4) 【スーパーバイザーによる支援の拡充】

児童養護施設等体制強化事業におけるスーパーバイザーによる支援は、日々の業務に追われる援助者に対してケースの援助のあり方等について具体的に指導していくものです。

(要望)

スーパーバイザーのそれぞれの種別における勤続年数や児童相談所等での勤務経験の有無、スーパーバイズの頻度については、児童相談所の職員に限定したり勤続年数で縛ることなく、本事業の趣旨に照らし柔軟に対応できるような制度整備を要望します。

3 (5) 【福祉サービス第三者評価、苦情解決委員会の必置化と制度整備】

児童自立生活援助事業は届出制であるため、外部からの評価になじまないところがあります。とはいえ、入居希望者が質の担保されている自立援助ホームによる支援を受けられることは極めて重要です。

(要望)

入居者の意見表明権をしっかりと保障できているかを内外に明らかにするためにも、現在は努力義務となっている福祉サービス第三者評価の受審や苦情解決委員会の設置を義務化し、実施に必要な全国の第三者機関の拡充等の制度整備をお願いします。

3 (6) 【児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業の促進】

児童養護施設等の心理療法担当職員を加配し地域支援に充てる制度が整ったとしても、立地等の各種事情によって、必要な支援を受けられないホームも存在します。そこで、児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業費を増額し心理職の配置を促進する制度整備を検討ください。

3 (7) 【ホーム長専任配置】

児童自立生活援助事業の草創期には、今ほど制度が整っていなかったこともあり、支援者の質・量を担保するため管理者は指導員を兼ねることが出来ると定められました。

しかし昨今では、ホーム長(管理者)は入居者の自立に向けた支援を統括(家族支援含む)しつつ、運営業務(総務、経理、労務等)や危機管理等の多岐にわたる業務を担う必要に迫られています。

これらの広範な業務によって、本来の自立支援にかかる時間が制限されることのないよう、ホーム長が専任の管理者となり別途指導員を配置できるような基準整備を希望します。